第６号様式別表９記載の手引

１　この明細書の用途等

⑴　この明細書は、欠損金額若しくは個別欠損金額（地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法第72条の23第４項に規定する個別欠損金額をいいます。以下同じです。）について次に掲げる規定の適用を受けようとする法人が記載し、第６号様式、第６号様式（その２）又は第６号様式（その３）の申告書に添付してください。

(ｲ)　法第72条の23第１項の規定によりその例によるものとされる法人税法第57条第１項又は政令第21条第１項の規定

(ﾛ)　地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第２号）附則第１条第９号の２に掲げる規定による改正前の法第72条の23第１項若しくは第４項の規定によりその例によるものとされる地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成27年政令第161号）第１条の規定による改正前の政令（以下「平成27年旧政令」といいます。）第20条の３第１項若しくは第２項の規定による読替え後の所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第９号）第２条の規定による改正前の法人税法第57条第１項若しくは第58条第１項又は平成27年旧政令第21条第１項の規定

⑵　都道府県内に恒久的施設を有する外国法人については、法人税法第141条第１号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額の計算の別を明らかにして記載してください。

⑶　法第72条の２第１項第１号に掲げる事業と同項第３号に掲げる事業とを併せて行う法人（同項第１号ロに掲げる法人に限ります。）にあっては、それぞれの事業に係る欠損金額等又は災害損失欠損金額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出してください。

２　各欄の記載のしかた

欄　等	記　載　の　し　か　た	留　意　事　項
１「法第72条の２第１項　第１号・第３号に掲げる事業」	事業の区分に応じて「第１号」と「第３号」のいずれかを○印で囲んでください。	
２「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を第６号様式、第６号様式（その２）又は第６号様式（その３）の申告書に添付する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。	
３「控除前所得金額①」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 ⑴　第６号様式別表５を添付する法人　第６号様式別表５の㉓の欄の金額から第６号様式別表10の⑨の欄又は同表の㉑の欄の金額を控除した金額 ⑵　その他の法人　第６号様式の㊾の欄の金額から第６号様式別表10の⑨の欄又は同表の㉑の欄の金額を控除した金額	
４「損金算入限度額②」	中小法人等事業年度（法第72条の23第１項の規定によりその例によるものとされる政令第20条の３の規定による読替え後の法人税法第57条第11項各号に掲げる法人の同項各号に定める各事業年度及び次に掲げる法人の各事業年度をいいます。）に該当しない事業年度にあっては「又は100」を抹消し、その他の事業年度にあっては「50又は」を抹消してください。 ⑴　租税特別措置法第66条の11の４第２項又は所得税法等の一部を改正する法律（令和５年法律第３号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「令和５年旧措置法」といいます。）第66条の11の５第２項の規定の適用を受ける銀行等保有株式取得機構 ⑵　租税特別措置法第67条の14第１項第１号に掲げる要件を満たす特定目的会社 ⑶　租税特別措置法第67条の15第１項第１号に掲げる要件を満たす投資法人 ⑷　租税特別措置法第68条の３の２第１項第１号に掲げる要件を満たす同項に規定する特定目的信託に係る受託法人（法人税法第４条の３に規定する受託法人をいいます。⑸において同じです。） ⑸　租税特別措置法第68条の３の３第１項第１号に掲げる要件を満たす同項に規定する特定投資信託に係る受託法人	
５「控除未済欠損金額等又は控除未済災害損失欠損金額③」	当該事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度に生じた欠損金額若しくは個別欠損金額又は災害損失欠損金額で、過去に繰越控除を受けなかった金額（前期分の⑤の欄の金額）を古い事業年度の分から順次記載します。	

	なお、次に掲げる場合に該当する場合には、それぞれ次に定める金額を記載します。 ⑴　当該事業年度が法第72条の23第１項の規定によりその例によるものとされる法人税法第57条第２項又は第４項の規定の適用を受ける事業年度である場合（(2)に該当する場合を除きます。）　第６号様式別表12の③の欄の金額 ⑵　当該事業年度が法第72条の23第１項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第１項又は第２項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。）第17条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）の規定の適用を受ける事業年度である場合　第６号様式別表10の㉗の欄の金額	
６「当期控除額④」	当該事業年度の③の欄の金額と、②の欄の金額から当該事業年度前の④の欄の金額の合計額を控除した金額のうち、いずれか少ない金額を記載します。 なお、当該事業年度が法第72条の23第１項の規定によりその例によるものとされる地方税法施行令の一部を改正する政令（令和５年政令132号）による改正前の政令第20条の３の規定による読替え後の令和５年旧措置法第66条の11の４第１項の規定の適用を受ける事業年度である場合には、次によります。 ⑴　「(②－当該事業年度前の④の合計額)」の金額が零に満たない場合には、当該金額を零として計算します。 ⑵　令和５年旧措置法第66条の11の４第１項第１号に規定する特例事業年度に該当する各事業年度ごとに第６号様式別表９の２の⑫の欄の金額を含めて記載します。	